

議事日程(第2号)

平成22年8月27日 午前10時00分開議

日程第1 議案第42号 高鍋町議会議員の定数を定める条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

日程第1 議案第42号 高鍋町議会議員の定数を定める条例の一部改正について

出席議員(16名)

1番 緒方 直樹君	2番 黒木 正建君
3番 池田 堯君	5番 水町 茂君
6番 大庭 隆昭君	7番 柏木 忠典君
8番 矢野 友子君	10番 岩崎 信也君
11番 八代 輝幸君	12番 徳久 信義君
13番 中村 末子君	14番 春成 勇君
15番 永谷 政幸君	16番 時任 伸一君
17番 山本 隆俊君	18番 後藤 隆夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 壱岐 昌敏君	事務局補佐 野中 康弘君
議事調査係長 山下 美穂君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 小澤 浩一君	副町長 …………… 川野 文明君
教育長 …………… 萱嶋 稔君	代表監査委員 …………… 黒木 輝幸君
総務課長 …………… 間 省二君	政策推進課長 …………… 森 弘道君
建設管理課長 …………… 芥田 秀則君	農業委員会事務局長 …… 松木 成己君
産業振興課長 …………… 長町 信幸君	会計管理者兼会計課長 …… 原田 博樹君
町民生活課長 …………… 三浦 敏君	健康福祉課長 …………… 井上 敏郎君

税務課長 …………… 田中 義基君 上下水道課長 …………… 森 俊彦君
教育総務課長 …………… 黒水日出夫君 社会教育課長 …………… 三嶋 俊宏君

午前10時00分開議

○議長（後藤 隆夫） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第42号

○議長（後藤 隆夫） 日程の第1、議案第42号高鍋町議会議員の定数を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

請求代表者の意見陳述を行います。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時00分休憩

.....

午前10時01分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開をいたします。

議案第42号高鍋町議会議員の定数を定める条例の一部改正については地方自治法第74条第4項の規定により、請求代表者に意見を述べる機会を与えることになっております。請求代表者は大山三津夫氏であります。

それでは、高鍋町議会議員の定数を定める条例の一部改正について意見を述べていただきたいと思っております。どうぞ。

○請求代表者（大山三津夫君） おはようございます。

意見書。このたびはこのように意見を申し述べる機会を設けさせていただき、本当にありがとうございます。

それでは、高鍋町議会議員の定数を定める条例の一部改正について、請求代表者であります私の意見を申し述べさせていただきます。

今回の条例改正につきましては、地方自治法第74条の規定に基づく直接請求により行うものでございまして、改正の内容は、本町の議員定数を現行の16名から12名に削減するものでございます。

今回、直接請求を行うに至った経緯と請求の趣旨についてでございますが、皆様御承知のとおり、国内の社会経済状況の悪化が長期化し、現在本町を含むほとんどの地方自治体において、極めて厳しい行財政運営を強いられているところでございます。行財政基盤の悪化は住民サービスの低下や町の閉塞化を招き、またそこに住む地域住民が安心してそこで暮らすことができる環境、あるいは活気ある町の発展を阻害する一要因となるなど、その損失ははかり知れないものがあると認識しております。

そのような観点に立ち、町におかれましては行財政改革を推し進めていただいております。健全な行財政基盤の確立に向け、さまざまな努力がなされております。特に職員数の減に

より、人件費削減の取り組みにつきましては、皆様御承知のとおり、一定の効果を上げておられます。今回の請求は、報酬の削減等ではなく、このような町の取り組みと同様の御努力を議会の皆様方に求めるものでございます。高鍋町議会に置かれましては、議会構成及び議会議員報酬等調査特別委員会で十分な議論がなされ、平成17年3月議会において議員定数を20名から16名に削減されました経緯は十分に認識しておりますが、現在直面している厳しい状況に対し、今回議員定数を改めることで議会議員の皆様にご一定の姿勢を示していただきたいという私の請求に対し、法定署名数356人を大きく上回る1,153人の有効署名があったという事実、そして署名をしていただきました皆様方の意思をぜひ尊重し、十分な御審議をお願い申し上げます。

最後になりますが、行政ニーズの高度化、多様化が進み、特に市町村の行政事務については、質、量ともに一昔と比較にならないほどの高まりを見せる中で、限られた職員数で行政サービスの提供を行っていただいているその御努力に対し、町長以下職員の皆様に深く感謝いたしますとともに、住民の代表でもあり、行政と一体となって町勢発展のために昼夜を分かたず努力していただいております議会議員の皆様に対し、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げ、私の意見とさせていただきます。（拍手）

○議長（後藤 隆夫） 以上で、請求代表者の意見陳述を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時06分休憩

.....

午前10時06分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開いたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。今、代表者の意見をお伺いいたしまして、第5次の高鍋町行財政改革大綱における様々な論旨が述べられました。もちろん、今度意見陳述をなされた代表者の方は、この第5次行財政改革においても、地域自治公民館代表として、諮問機関の一員としてなっておられます。

それでは、町長にお伺いいたします。この第5次高鍋町行財政改革大綱の中で行政事務連絡員を廃止するとあります。そして、年間1,300万円もの費用を有するこの問題を800万円は減額を行い、そして2年間で1,600万円、そして残りの500万円については各地域自治公民館に対して再度配付しなおすということを提案等をして申されました。そのことが実現できていないことを具体的にどういうふうに町長は考えていらっしゃるのでしょうか。

それと同時に先ほどから行政改革は進んでいるということでした。確かに職員の定数も減っております。しかしそれはちょうど退職時になった方々が多かった。そして職員採用を少なくしたということで、これ、年代的なものと判断をせざるを得ないと思うんです。だからそういう時期に来ていた。そして借金のことについても、これは国や各いろんなさ

さまざまな機関からの後のほうで、いわゆる美術館をつくったときもそうですけれども、あれは博物館としてつくってますよね。だからそのときも防衛省の費用をいただくと、補助金をいただくということになりまして、なぜそういうことになったのか、その過程というのも多分皆さんわかっていらっしゃると思うんです。だからこうやって借金を重ねてきた理由というのが、町民の要求、ニーズに合った形でのその時々判断によって、いわゆる起債を、借金を起してきているという状況は、私も20年間議員をしておりますのでわかっております。

そして国はまた借金をするに当たって、起債を起すに当たっては後年度に地方自治体に交付するということを行っている部分がたくさんあるんです。臨時対策債でも同じことだと思います。

しかし残念ながら、費用負担、考えてみると75%ぐらいしか入ってきてない。やはりそのことを考えたときには、地域自治体は非常に厳しい状況、財政状況におかざるを得なかった状況というのが国の判断によって行われてきたということは、どういったふうに町長はお考えになっていらっしゃるのでしょうか。そのことを考えたとき、一番最初に、やはり定数を定める条例の一部改正の請求の中にありますように、財政問題が大きく取り上げられています。私たちは民選であり、後ろに、傍聴者にいらっしゃる皆さん、そしてこの直接請求者であります皆さんから選んでいただいた議員です。その議員に対してやはり定数を削減してほしいというのには、財政状況の問題だけでなく、もっとほかに理由があるのではないかということをお聞きしましたけれども、真摯には答えていただけませんでした、特別委員会をお願いをしたんですけど。しかし町長はその辺のところをどういうふうに意見陳述を、意見を書かれるに当たってどのようなお考えをお聞きになってこの意見書をおつけになったのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。お答えいたします。

事務連絡員の問題につきましては、行財政改革の中でうたってまいりましたが、いろいろな話し合いをする中で存続をするということでやったわけでございます。今、議員の申されましたように、6割方の補助をしてやるということも申しましたが、事務連絡員の皆様が公的な立場でないといろいろと問題があるということで、住民との間の役として、そういうことも考慮いたしまして、何かいい方法を考えますということで継続をしたところでございます。

それから、職員数につきまして、確かに辞める、定年退職する方々が多かったということもございますが、職員数を減らすのが一番財政のと言いますか、経済的な、抜本的な改革ができるということを庁舎内で話をいたしまして、そして人員削減ということで私たちは今進んでいるところでございますが、なかなか厳しい陣容でございまして、住民の皆様にご迷惑がかかるのではないかと思います。何とか職員一同一丸となって横のつながりを持ちながら今頑張っているところでございます。

それから意見書でございますが、意見書につきましては、私も町民の皆様から選挙で選ばれるということで、直接選挙で選ばれるということで、私は真摯に受け止めたいと思っております。また、議員の皆様も直接住民の方から選挙で選ばれるということで、私と同じだと思っておりますが、やはりそういうことを真摯に受け止めながら議会の議員の定数というのはやはり議会の責任のもとで協議をされるのが一番いいんじゃないかと私は思って、こういう意見書を書いたところでございます。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。先ほど、町長は答弁の中で行政事務連絡員については廃止をしないと、公的な立場でない。私は再三このことについて一般質問を行ってまいりました。そしてそのことを町民の皆様から5,000枚から6,000枚のビラにして配付をさせていただきました。町民の皆さんから1日数十件と私の家に電話がありました。その内容のほとんどが行政事務連絡員というのは報酬をもらっていらっしゃるんですか、確かに年間少ない金額ではあるかもしれないけど、公的な立場とは一体どういうことなんですかという質問が相次ぎました。私は行政事務連絡員が高鍋町の中で恐らく非常勤職員であるということが住民の皆さんに認知されていない状況というのを非常に私は申し訳なく思っておりました。今までこういった問題を横においてきたことを私自身も非常に申しわけないと思うと同時に、住民の皆さんがこの行政事務連絡員に対して報酬が支払われているということ、そしてその行政事務連絡員が必ず文書を配付しなければならないと条例に規定してあること、これが守られていないことに対して、非常に住民の皆さんから私は様々な意見を伺っております。

確かに直接請求で署名をされた有効投票の1,153名の方の中にも私にお電話をくださった方もいらっしゃるかもしれません。私は非常にそのようなことを考えたときに、住民にもっと町政に関心を持っていただくための働きかけを、私自身も行ってこなかったのではないかと心苦しく思っている次第です。

しかしそれにしても、やはり行政事務連絡員廃止問題を横に置いて、私はこの論議を避けるわけにはいかないというふうに思っております。というのは、代表者はみずからが決められたことです。そのことをやはり中に書いてあるのを知らなかったでは済まされない。そういった諮問委員会のあり方というのが、非常に私は残念でなりません。少なくとも諮問委員会に参加した皆さんはその案件の内容は十分に熟知していただき、そしてそのことを議論していただくことが私は肝要ではないかなと思います。

私はさまざまな立場で皆さんがいらっしゃることはよく承知をしております。しかし、私は「みんながかわろう、みんなでつくろう、わが町高鍋」と第5次の行財政改革大綱でうたわれているように、みんなを変えていこうというその姿勢、その姿勢に対して自分も入った委員会、その中で決められたことをまた後で覆していくということがどんなに大変なことなのか、私は認識を深めていただきたいと思います。まず私は行財政改革大綱を

100%町長がやり遂げてこそ、初めて私はこういう問題が議会の中からも私は恐らく出てくると思います。やっぱり待っていると思います。議員はちゃんとこの使命を受けて住民の皆さんの意見をよく考えていながら、聞いていながら、私は仕事をしていると思います。

私はいつも申し上げていることに、議員の仕事というのは24時間、365日と言っても過言ではないと。常に携帯電話をまくら元に置き、いろんなことがあったときには駆けつけ、そして皆さんの声をしっかりと、先ほど代表者が述べられました経済の閉塞感において住民のサービス低下があったと、じゃあ具体的に町長は住民のサービス低下とは一体どのようなことなのかお聞きなっていच्छるのでしょうか。

私は、確かに国民健康保険税も値上げをされました。それは国のいろんな法律が変わることによってやむを得ず仕方のないこと、ところもたくさんございます。それが十分に住民の皆さんにお知らせできないことは、非常に残念に思いながら、私は、この財政が、高鍋町の財政が今どうあるのかということを常にやはり皆さんにお知らせしてくる、そのことを町長はどのように努力をされ、また町政座談会などを廃止をされたいきさつというのはいったい何だったのか。あのときはやっぱり連協もあり、そして皆さんにお話を聞いてやってきたということがありますが、私は住民の皆さんに財政状況をしっかりと把握していただけていたら、やはり財政が厳しいと、そういうことで言うてこられることはなく、直に議員定数が多いと思うと、そういうことに対しての直接の、私は3月にお見えになったときにそういう内容のお話であったと思います。しかし残念ながら、私たち、3月にお見えになったとき、特別委員会をつくる前にお見えになったときは、高鍋町の財政が夕張市みたいに赤字になると、そうなったらどうなるのかということを私はアンケートの中でも、延岡に行くバスの中でこういうことを言われたと、危機感を持ったということを言われている方もアンケートにお答えになっております。

私は、そのようなことを考えたとき、やはり住民の代表者たるものは住民をミスリードする形でこのような内容を私、するべきではないと、基本的には思っております。

11月には選挙があります。私もその中の厳しい審判を受けるでしょう。私はお願いをしたいのは、やはり高鍋町がちゃんと行財政改革で出されたこと、これがなぜすべて実現しなかったのか。行政事務連絡員制度についても、廃止をするまで、自分たちが目標を立てたところまでなぜ説得をされなかったのか。私はそのことが悔やまれてなりません。ぜひこのことがなぜ実現できなかったのか、もう少ししっかりと答えていただきたい。

そして代表者がお述べになったように住民サービスの低下ということがありましたが、具体的にお聞きになっていच्छるることがあれば、どのようなところでどのような低下が起き、そして閉塞感がどのようなところで生まれてきているのか、十分お話を聞きながらこの意見をつけられたと思いますので、その辺をどのようにお聞きになっていच्छるのかお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） ここでちょっと暫時休憩をいたします。

多分気分が悪くなったのではないかと思いますので、ちょっと確認をとらせてますから。

午前10時23分休憩

.....
午前10時26分再開

○議長（後藤 隆夫） それでは再開をいたします。町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。議員の申されること、よくわかりますが、私が町長に就任して以来、第4次、第5次の行財政改革に取り組んでまいりました。私は先ほど申しましたが、給料のカットというのは、私は本給はカットをしておりません、職員の。手当等すべてをほとんどカットして、そして人員削減が一番いいということでそういった人員削減をしながら機構改革をして、住民の負託にこたえられるような改革をしてきているところでございます。

100%と申されましたが、第4次の行財政改革の中で86%完了することができました。できないものにつきましては、また再度審議をいたしまして、第5次の中で今練って進めているところでございます。100%というのは大変難しいものでございまして、やはり行政も継続でございますので、そういった改革も継続をしながら達成していかなければならないと、私はそう思っております。

そして職員数も今約2割ぐらいを削減いたしました。しかし、まだまだ削減をしなければならぬのかなというところでございますが、今、うちの役場の中を見渡しますと、今精いっぱいなんです、なかなか。だから人員を削減するにももう限度がくるのかなということも考えております。

しかしながら、財政状況が許さなければ、私は断行しなきゃならないと思っておりますが、先ほど私が申しましたように、健全化の基本に基づく4つの指標にいたしましては、※早期健全化は下回ってはおりませんので、高鍋町は夕張市のようにはないと私は思っております。しかしながら、今度の口蹄疫、これが出まして、恐らく税収等が大変下がってくると思っておりますので、その辺に私も来年に向けての懸念はしているところでございますので、またすべてのものを一からやり直さなきゃならないのかなと思っているところでございます。それでいいですかね。

この意見書につきまして、私が書いたことは事情聴取じゃなくて、意見書をいただきまして、読み上げた上で私が書いたものでございますので、そういったふうに理解をしていただきたいと思っております。

○議長（後藤 隆夫） 副町長。

○副町長（川野 文明君） 副町長。先ほど町長が申しましたように、意見書につきましては、直接請求がございましたことを受けて、町長がみずから書いたものでございます。

そして、きょう意見陳述がありましたことにつきまして、我々執行部もきょう聞いたところでございまして、その中身について町長のほうが聞いてこの意見書を書いたということではございませんので、そこは御理解をいただきたいというふうに思います。

※後段に訂正あり

○議長（後藤 隆夫） 町長。健全化のところを「上回っておりません」。「下回っておりません」じゃなくて「上回っておりません」。

町長。

○町長（小澤 浩一君） 失礼しました。健全化基準を下回っておりますので——下回っておりませんと言ったそうですので——下回っておりますので、先ほど申しましたように破綻をするということは今のところはないと思っております。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。7番、柏木忠典議員。

○7番（柏木 忠典君） 7番。町長の意見書についてちょっと2点ほど質問したいと思えます。

まず1点は、今も言われましたように夕張市のような再建団体にはならないと、これ意見書の中にもそれをうたっておりますけれども、私もそう思います。というのは夕張市がそういう、当時になったのは地方債、国がお金持っておりますから、県、各市町村に対してもどんどん金を貸すよと、何でもつくってどんどん金を出していきますということの当時だったと思うんです。そのときに夕張市は閉鎖した、炭鉱が。その再建のために国からどんどん金を借ったという、国も一緒になってですがそういういきさつがあると思うんです。そこらを市議員がなぜ見抜けなかったのか、そう金借ったらあとの借金抱えて大変なことになるぞというようなことを考えないかんと思うんです。それだけ議会というのは重要だと、私はそう思っておりますけれども、意見書の中にありましたように、夕張市のような再建団体にはならないということを再度お尋ねしたい。

あと1点は、16名が12名という中で、色々私たちも意見交換をしたりして請求者に対して聞きましたけれども、4名の削減をする根拠というのが私はどうしても出てこないわけです、向こうの方からも。それはこの意見書をつくれる段階に十分に町長、話されたと思うんですが、そこらを聞いておられたらお聞かせ願いたい。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。今、夕張市のようにならないと。これは私が就任以来、先ほど申しましたが、大変、議会の皆様、それから町民の皆様に御迷惑がかかったかもしれませんが、緊縮財政、常に私が4年間ぐらい金がない、金がない、金がないと言ってだいぶ怒られました。しかしながら、住民サービスを低下することなく——先ほど中村議員が申されましたが——ちょうどそういった定年になる職員もおりましたのでその減と、そして採用の人数を控えて、そして財政再建といえますか、財政が落ちないような方法をとってきたわけでございます。これはみんな、議会の皆さんも私も常に当たり前の評価の給与をもらったことはありません。ですが、それが高鍋町の再建につながるなら私は当たり前だと思いながらやってきたところでございますが、今度の、今柏木議員の申されました16から12の、4の定義はと申されますが、先ほど申しましたように、今、意見書といえますか発言を代表者の方がされて聞いたとこでございますので、私は意見書を読んで書いたわけでございますので、そのところは私が判断はできておりません。（「意見書じゃ

ない」「直接請求書」と呼ぶ者あり。) 請求書。済いません。直接請求書ですね——を見たわけですから聞いておりませんので、その根拠というのは私が申し上げるべきではないと思っております。

○議長(後藤 隆夫) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(後藤 隆夫) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。議案第42号につきましては、議長を除く15名をもって構成する条例審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(後藤 隆夫) 異議なしと認めます。したがって、議案第42号につきましては、議長を除く15名をもって構成する条例審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定をいたしました。

なお、委員長には副議長、副委員長には総務環境常任委員長を指名したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(後藤 隆夫) 御異議なしと認めます。したがって、委員長には副議長、副委員長には総務環境常任委員長が決定をいたしました。

○議長(後藤 隆夫) 以上で、本日の日程はすべて終了をいたしました。

これで本日は散会をいたします。

10時45分から特別委員会を開催をしたいと思います。会議室にお集まりをお願いします。

午前10時35分散会
